

手続き

介護保険負担限度額認定証等の更新申請は6月30日(火)までです!

現在ご使用中の認定証の有効期限は7月31日(金)です。下表を参照のうえ、6月30日(火)までに更新申請を行ってください。

負担限度額認定	
判定要件	世帯全員が非課税であること(別世帯配偶者も含む) 預貯金などの残額が一定額以下であること(収入によって変動するため、詳細はお問い合わせください。)
更新申請書(収入等申告書)、同意書	
申請に必要なもの	●預貯金(※)通帳の写し(銀行名、支店名、口座番号、現在の残高がわかる箇所) ※普通、定額預金など、複数口座をお持ちの方はすべて必要です。 ●有価証券、投資信託などの現在の評価額がわかるもの
	非課税年金(遺族・障がい年金など)を受給されている方は、年金振込通知書など年金収入額と基礎年金番号が確認できるもの
	負債がある方は借用証書など、負債残高がわかるもの

☎ 介護保険 2階29番  
☎06-4809-9859

オンライン申請はこちら



後期高齢者医療保険料決定通知書に記載の保険料年額や月額などの主な内容を点字文書にして同封します

視覚障がいのある被保険者の方(希望者)に、後期高齢者医療保険料決定通知書に記載の保険料年額や月額などの主な内容を点字文書にして同封します。ご希望の方は、電話または窓口でお申し込みください。

【申込時にお聞きする事項】・住所・氏名・生年月日  
一度お申し込みいただければ、毎年の申込は不要です。なお、転居などにより居住区の変更があった場合は、再度お申し込みいただく必要があります。

☎ 保険年金 1階6番 ☎06-4809-9956

児童手当 現況届について

現況届の提出が必要となる受給者に現況届を送付しています。また、18歳到達後の最初の4月1日から22歳年度末までの子を多子加算認定している受給者のうち、現況届の提出が必要な受給者にも送付しています。6月30日(火)までに窓口へご提出ください。現況届または添付書類の提出がない場合は児童手当が受給できなくなります。提出がないまま2年経過すると時効となり受給権がなくなりますのでご注意ください。

☎ 保健福祉 2階25番 ☎06-4809-9850

令和8年度の国民健康保険料について

令和8年度(令和8年4月から令和9年3月)国民健康保険料の決定通知書を、区役所から6月中旬に送付します。6月中旬に届かない場合はお問い合わせください。前年中所得が一定基準以下の世帯や、災害、退職や廃業などによる所得の減少などで保険料を納めるのに困りの方は、保険料の軽減・減免ができる場合があります。詳しくはお問い合わせください。令和8年度の国民健康保険料は、次の表により計算した金額が年間保険料です。

令和8年度 国民健康保険料(年額)

	医療分保険料	後期高齢者支援金分保険料	介護分保険料※1	子ども・子育て支援金分保険料※2
平等割保険料(世帯あたり)	33,908円	10,845円		
均等割保険料(被保険者あたり)	被保険者数 × 34,990円	被保険者数 × 11,191円	介護保険第2号被保険者数 × 18,682円	被保険者数 × 1,841円
所得割保険料※3	算定基礎所得金額※4 × 9.50%	算定基礎所得金額※4 × 3.06%	算定基礎所得金額※4 × 2.60%	算定基礎所得金額※4 × 0.28%
最高限度額	66万円	26万円	17万円	3万円

- ※1 介護分保険料は、被保険者の中に40歳～64歳の方(介護保険第2号被保険者)がいる世帯にのみかかります。介護分保険料の平等割保険料はかかりません。
- ※2 子ども・子育て支援金分保険料の平等割保険料はかかりません。子ども・子育て支援金分保険料の均等割は、18歳以上均等割を含みます。
- ※3 世帯の所得割保険料は、被保険者(介護分保険料の所得割は介護保険第2号被保険者)ごとに計算した所得割の合計額となります。
- ※4 算定基礎所得は、前年中総所得金額等-43万円となります。

●なお、被保険者間の負担の公平性の観点から「府内統一保険料率」としており、大阪府内の市町村にお住まいで「同じ所得、同じ世帯構成」であれば「同じ保険料額」です。

【保険料の納付】

国民健康保険料の納付は、便利で確実な口座振替をご利用ください。

☎ 保険年金 1階6番 ☎06-4809-9956

まちづくり・にぎわい

6月は「就職差別撤廃月間」です <<しない させない 就職差別>>



就職の面接で、本人や家族の出身地や職業、思想・信条などについて質問することは、本人に責任のない事項や本来自由であるべき事項で応募者を判断することになり、就職差別につながる恐れがあります。

大阪府では、6月を「就職差別撤廃月間」と定め、啓発事業に取り組んでいます。就職の機会均等を保障することの大切さについて皆様のご理解をお願いします。

【就職差別110番】

採用面接時などの差別について、相談関係機関の紹介などを行います。

☎ 大阪府商工労働部雇用推進室

- 電話による相談

☎06-6210-9518

【期間】6月中 10:00～18:00 (平日のみ)

- メールによる相談

✉rodokankyo-g03@gbox.pref.osaka.lg.jp

【期間】6月中

人権擁護委員による 特設人権相談所を開設します

無料 秘密厳守

セクハラやパワハラ、いじめ、インターネットでの誹謗中傷、差別などの人権問題について、人権擁護委員が相談に応じます。安心してご利用ください。

【日時】6月19日(金) 13:30～16:00

【場所】区役所 4階 402会議室

☎ 大阪第一人権擁護委員協議会

☎06-6942-1196 ☎06-6942-1627

「令和8年経済センサス-活動調査」への回答はお済みですか?

事業所及び企業を対象に、6月1日現在で「令和8年経済センサス-活動調査」を全国一斉に実施しています。本調査は法律に基づくもので、回答が義務付けられています。回答方法は、①インターネット、②郵送、③記入済みの紙の調査票を後日調査員へ提出、のいずれかです。インターネット回答は、皆さんの都合に合わせて24時間いつでもご利用いただけます。安全で便利なインターネット回答をぜひご活用ください。

☎ 地域 1階9番 ☎06-4809-9826

子育て・教育

小・中学校で子どもが学ぶ教科書を見てみませんか?

無料 申込不要

小・中学校で使用する教科書(見本)の展示会を行っています。ぜひ、お立ち寄りください!教科書の内容についてのアンケートにもご協力をお願いします!



【日時】6月17日(水)～7月16日(木) 9:00～17:30(土日除く)

【場所】区役所 2階及び区役所出張所(東淡路4-15-1)

☎ 教育 1階12番 ☎06-4809-9807

保健福祉センターで実施します

プレママパパのための マタニティクラス(妊婦教室)

無料 要申込

3つのコースA・B・Cで開催します。日程についてはHPをご確認いただき、電話でお申し込みください。

- 【内容】A 歯科衛生士・栄養士の話(妊婦歯科健診 無料)
  - B 保健師の話
  - C 助産師の話
- いずれも13:30～15:30

- 【持ち物】●母子健康手帳
- 筆記用具
- 冊子「わくわく」



日程はこちら



プレパパのための パパ向けクラス(父親教室)

無料 要申込

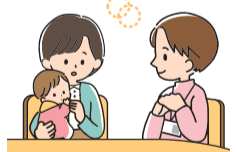
【日時】7月5日(日) 13:00～15:00

助産師による専門相談

無料 要申込

妊娠・出産・授乳・卒乳などお気軽にご相談ください。

【日時】6月10日(水) 22日(月) 24日(水) 13:30/14:00/14:30/15:00の4枠(相談時間は30分間)



妊婦歯科健診

無料 要申込

【日時】7月6日(月) 13:30～13:45

☎ 健康相談 2階24番 ☎06-4809-9968

広告